

公 示

公示第 37 号

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、
事業計画変更認可申請等の標準処理期間について」の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、事業計画変更
認可申請等の標準処理期間について」（平成 15 年 2 月 28 日付け公示第 128 号）
の一部を別添のとおり改正したので公示する。

令和 7 年 8 月 1 日

東北運輸局長 吉田 昭



○ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、事業計画変更認可申請等の標準処理期間について（平成25年10月22日付け公示第128号）

新	旧
公示第128号 一部改正平成25年10月22日 一部改正令和元年10月10日 一部改正令和7年8月1日	公示第128号 一部改正平成25年10月22日 一部改正令和元年10月10日
公 示	公 示
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請、事業計画変更認可申請等の標準処理期間について	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について
大臣権限並びに地方運輸局長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。	大臣権限並びに地方運輸局長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針を下記のとおり定めたので公示する。
平成15年2月28日	平成15年2月28日
東北運輸局長 久米 正一	東北運輸局長 久米 正一
(削除)	1 審査基準 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」(平成15年2月14日付け国自貨第77号)の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」(平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号)の記1～5によるものとする。
1 標準処理期間	2 標準処理期間
<一般貨物自動車運送事業>	
(1) 一般貨物自動車運送事業の許可	(1) 一般貨物自動車運送事業の許可
3～5ヶ月	3～5ヶ月
(2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可	(2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可
(大臣権限に係るもの) 5～6ヶ月	(大臣権限に係るもの) 5～6ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 4～6ヶ月	(地方運輸局長権限に係るもの) 4～6ヶ月
(3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可	(3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可

	(運輸支局長権限に係るもの)	1～3ヶ月			1～3ヶ月
	(その他のもの)	1～4ヶ月			
(4)	特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可		(4)	特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可	
	(大臣権限に係るもの)	2～4ヶ月		(大臣権限に係るもの)	2～4ヶ月
	(地方運輸局長権限に係るもの)	1～4ヶ月		(地方運輸局長権限に係るもの)	1～4ヶ月
<u>(削除)</u>			(5)	貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可	
					1～4ヶ月
<u>(5)</u>	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可		(6)	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	
	(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月		(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
	(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月		(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
<u>(6)</u>	一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可		(7)	一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可	
	(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月		(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
	(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月		(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
<u>(7)</u>	一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可		(8)	一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可	
	(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月		(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
	(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月		(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
<u>(8)</u>	一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可		(9)	一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可	
		2ヶ月			2ヶ月
<u><特定貨物自動車運送事業></u>					
<u>(9)</u>	特定貨物自動車運送事業の許可		(10)	特定貨物自動車運送事業の許可	
		2～4ヶ月			2～4ヶ月
<u>(10)</u>	特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可		(11)	特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可	
		1～3ヶ月			1～3ヶ月
<u>(11)</u>	特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可		(新設)		
		1～3ヶ月			
<u>(12)</u>	特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可		(新設)		
		1～3ヶ月			
<u>(13)</u>	特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可		(新設)		
		1～3ヶ月			
<u><共通></u>					
<u>(14)</u>	貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可		(新設)		
		1～4ヶ月			
<u>(15)</u>	運輸支局長から地方運輸局長への進達		(12)	運輸支局長から地方運輸局長への進達	
		5～10日			5～10日
<u>(16)</u>	輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可		(13)	輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	
		2ヶ月			2ヶ月
<u>2</u>	その他		<u>3</u>	その他	

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等